

資料 1

医療観察法の医療体制に関する懇談会 開催要綱

第1 趣旨

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）の指定医療機関については、法施行当初の整備目標数が概ね確保されつつあるが、地域によってはなお不足等が生じていること、また、一部の入院処遇対象者の入院期間が長期化していることなど、関係機関から医療観察法における医療体制に関する課題が指摘されている。

そのため、医療観察法の医療体制について評価等を行い、所要の措置を講じることが必要と考えられ、これらの検討に当たっては、関係者に幅広く意見を聴く場として懇談会を開催するものである。

第2 懇談会のテーマ

- (1) これまでの医療観察法の医療・処遇に関する評価について
- (2) 指定医療機関の医療体制のあり方について
- (3) その他

第3 構成

- (1) 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会には座長を置く。
- (3) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長（以下「障害保健福祉部長」という。）は、必要に応じ、参考人を招へいすることができる。

第4 運営

- (1) 懇談会は、原則として公開とする。
- (2) 懇談会は、障害保健福祉部長が構成員等の参集を求めて開催する。
- (3) 懇談会の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室が行う。

第5 その他

本懇談会の開催に関して必要な事項は、座長と協議の上、障害保健福祉部長が定めるところによる。

医療觀察法の医療体制に関する懇談会構成員

(構成員)

平林 直次	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター第二精神診療部長
中島 豊爾	地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター理事長
村上 優	独立行政法人 国立病院機構さがた医療センター院長特任補佐
松田 ひろし	公益社団法人 日本精神科病院協会常務理事
長谷川 直実	公益社団法人 日本精神神経科診療所協会理事
寺田 悅子	一般社団法人 全国訪問看護事業協会理事（株式会社円グループ代表取締役）
関口 晓雄	埼玉県済生会 夢の実ハウス施設長
柑本 美和	東海大学法学部法律学科教授
伊豫 雅臣	千葉大学大学院医学研究院精神医学教授
南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長
竹村 真史	竹村法律事務所弁護士

(オブザーバー)

関係省庁（法務省等）

（順不同、敬称略）